

一般財団法人
シュゼット財団

目次

シュゼット財団 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
シュゼット財団 設立趣意書・・・・・・・・・・・・・・・・P3
シュゼット財団 製菓・調理専門学校
2025年度奨学生募集要項【一般枠】・・・・・・・・P4
シュゼット財団 製菓・調理専門学校
2025年度奨学生募集要項【東北枠】・・・・・・・・P6

SUZETTE

一般財団法人シュゼット財団

名称 シュゼット財団

所在地 〒662-0927 兵庫県西宮市久保町 5-16

TEL : 0798-36-8700 www.suzette.co.jp

設立 平成 31 年 2 月 15 日

設立者（理事長） 蟻田 剛毅

目的 この法人は、菓子業界・その他食品業界の発展に寄与する活動の支援及びスポーツ・文化活動を通じた志ある青少年の育成及び教育の支援を行うことで、生活文化の充実とうるおいある世界の創造に貢献することを目的とする。

役員組織



役員リスト

令和6年10月1日現在

役職	氏名	現職
代表理事	蟻田 剛毅	(株)シュゼット・ホールディングス 代表取締役社長
常務理事	中地 勘哉	協和技研株式会社 代表取締役
理事	大山 成哉	(株)マントミ・アセット・マネージメント 代表取締役
評議員	蟻田 有美	(株)シュゼット・ホールディングス 弁護士
評議員	漆間 真紀子	TMI 総合法律事務所 弁護士
評議員	高村 祐輝	ケンミン食品株式会社 代表取締役社長
監事	掛川 雅仁	掛川会計事務所 税理士

一般財団法人 シュゼット財団

設立趣意書

株式会社シュゼットが創業者 蟻田尚邦により創業されてから今年で 50 年となります。以来、お菓子を通じて、生活に豊かさと楽しさ、そして心ときめくシーンをひとつでも多く創造すること、“おいしいコトづくり” を通じて、人々の心を結びつけることを目指して洋菓子を作り続けてまいりました。

おかげさまで、アンリ・シャルパンティエの代表商品であるフィナンシェは、2012 年度から 2015 年度までの年間販売個数で世界一と認められ、4 年連続でギネス世界記録達成をするなど、他の商品やブランドとともに消費者の皆様に受け入れられ、愛されています。これは、従業員の絶えまぬ努力とともに、お菓子を楽しんでいただいている消費者のみならず、株式会社シュゼットの思いに共感いただき、ご協力をいただいている地域社会の皆様等、様々な方に支えられた結果です。

これまでも、シュゼットグループは、お菓子業界の一翼を担うものとして業界の発展に微力ながら寄与するべく、講習会の実施やパティシエを目指す若者への学資金の援助等を行ってまいりました。また地元住民の方々へは、子供対象のお菓子教室の開催やスポーツ施設への協賛を通じた還元などを行ってまいりました。

この度、シュゼットグループは、このような社会貢献活動を恒久的にかつ効率的に行うため、一般財団法人 シュゼット財団を設立することといたしました。シュゼット財団を通じて、菓子・食品業界の発展に寄与する活動及び人材育成の支援並びにスポーツ・文化活動を通じた志ある青少年の育成及び教育の支援を行うことで、お菓子文化の発展、生活文化の充実とうるおいある世界の創造に貢献しようとするものであります。

この目的を達成するため、当財団法人が初めに行う事業として、製菓調理を学ぶ国内の専門学校生に奨学金の給付をし、菓子・食品業界の発展に寄与する人材の育成を行いたいと考えております。

平成 31 年 2 月 15 日
一般財団法人 シュゼット財団
設立発起人 蟻田 剛毅

シュゼット財団製菓・調理専門学校 2025 年度奨学生募集要項【一般枠】

一. 趣旨

一般財団法人シュゼット財団（以下「本財団」という）は、製菓又は調理の業界に興味・関心をもつ国内の専門学校生に対して、奨学金を給付しその学びを支援することにより、将来的に同業界において活躍する人財を育成することを目的とします。

二. 特徴

- 1) 奨学金は給付とし、返済の義務はありません。
- 2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については本人の自由とします。
- 3) 他の奨学金との併給も可能です。

三. 奨学生の応募資格

- 1) 製菓・調理業界に従事することを希望するもの。
- 2) 向学心に富み、学業優秀であり、かつ品行方正であるもの。
- 3) 積極的な挑戦ができ、国際感覚があるもの。

四. 採用人員

東北6県以外の製菓・調理専門学校1年生（修業年限が2年制に限る）15名

五. 奨学金の額と給付の方法

1) 給付金額

月額5万円

2) 給付期間

奨学生に採用したときから、正規の最短修業年限の終期までとします。

但し、学年進級時に応募資格に沿ってレポート提出による適正審査を行い継続の可否を決定します。

3) 給与の方法

2025年度の奨学金は、9月に6ヶ月分及び12月と3月に各3か月分をまとめて直接本人に給付します。

（本人名義の銀行等の預金口座に入金します。）

六. 手続

1) 提出書類

- I. 奨学生申込書（本財団指定用紙を使用し、保証人と連署すること。保証人は原則として保護者とする。）
- II. 専門学校又は直近の成績証明書
- III. 専門学校からの推薦書
- IV. 住民票
- V. 審査のためのレポート（添付資料を参照）

2) 提出方法

本人が書類を揃えて、専門学校長を経て本財団宛に郵送すること。

3) 提出期限

2025年7月18日（金） 本財団必着

4) 提出先（連絡先）

〒662-0927 兵庫県西宮市久保町5-16

一般財団法人シュゼット財団 事務局 宛

TEL.0798-36-8700 FAX.0798-36-8514

5) 面接

書類選考に合格した場合、上記シュゼット財団にて面接を行います。

面接実施日 2025年9月6日（土）

（出席のための交通費、必要な場合の宿泊日は財団より支給します。）

七. 奨学生の決定

- 1) 奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事長が行う。
- 2) 選考結果は、推薦のあった専門学校事務局を経由して本人に通知します。
- 3) 選考の経過および決定の理由は公表しません。

八. 奨学金の休止、停止または廃止事由

- 1) 退学したとき。
- 2) 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したとき。
- 3) 奨学生が原級にとどまったとき、または卒業延期の恐れが生じたとき。
- 4) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- 5) 奨学生の学業成績または性行が不良となったとき。
- 6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- 7) 本財団が指定する義務を怠ったとき。
- 8) 誓約書に違反したとき
- 9) その他奨学生として適当でない理由が生じたとき。

尚、専門学校休学を伴わない海外留学は、奨学金の休止理由にはなりません。

九. 奨学生の義務

奨学生は10月4日（土曜日）に行われる認定式（西宮市）に出席するとともに、本財団からレポート、制作物などの提出を求められた場合（年2回程度）は遅滞なく提出しなければなりません。各行事に出席するための交通費、必要な場合の宿泊費は、本財団より支給します。

シュゼット財団製菓・調理専門学校 2025 年度奨学生募集要項【東北枠】

一. 趣旨

一般財団法人シュゼット財団（以下「本財団」という）は、製菓又は調理の業界に興味・関心をもつ国内の専門学校生に対して、奨学金を給付しその学びを支援することにより、将来的に同業界において活躍する人財を育成することを目的とします。

二. 特徴

- 1) 奨学金は給付とし、返済の義務はありません。
- 2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については本人の自由とします。
- 3) 他の奨学金との併給も可能です。

三. 奨学生の応募資格

- 1) 製菓・調理業界に従事することを希望するもの。
- 2) 向学心に富み、学業優秀であり、かつ品行方正であるもの。
- 3) 積極的な挑戦ができ、国際感覚があるもの。

四. 採用人員

東北6県の製菓・調理専門学校1年生（修業年限が2年制に限る）5名

五. 奨学金の額と給付の方法

1) 給付金額

月額5万円

2) 給付期間

奨学生に採用したときから、正規の最短修業年限の終期までとします。

但し、学年進級時に応募資格に沿ってレポート提出による適正審査を行い継続の可否を決定します。

3) 給与の方法

2025年度の奨学金は、9月に6ヶ月分及び12月と3月に各3か月分をまとめて直接本人に給付します。

（本人名義の銀行等の預金口座に入金します。）

六. 手続

1) 提出書類

I. 奨学生申込書（本財団指定用紙を使用し、保証人と連署すること。保証人は原則として保護者とする。）

II. 専門学校又は直近の成績証明書

III. 専門学校からの推薦書

IV. 住民票

V. 審査のためのレポート（添付資料を参照）

2) 提出方法

本人が書類を揃えて、専門学校長を経て本財団宛に郵送すること。

3) 提出期限

2025年7月18日（金） 本財団必着

4) 提出先（連絡先）

〒662-0927 兵庫県西宮市久保町5-16

一般財団法人シュゼット財団 事務局 宛

TEL.0798-36-8700 FAX.0798-36-8514

5) 面接

書類選考に合格した場合、上記シュゼット財団にて面接を行います。

面接実施日 2025年9月6日（土）

（出席のための交通費、必要な場合の宿泊日は財団より支給します。）

七. 奨学生の決定

- 1) 奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事長が行う。
- 2) 選考結果は、推薦のあった専門学校事務局を経由して本人に通知します。
- 3) 選考の経過および決定の理由は公表しません。

八. 奨学金の休止、停止または廃止事由

- 1) 退学したとき。
- 2) 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したとき。
- 3) 奨学生が原級にとどまったとき、または卒業延期の恐れが生じたとき。
- 4) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- 5) 奨学生の学業成績または性行が不良となったとき。
- 6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- 7) 本財団が指定する義務を怠ったとき。
- 8) 誓約書に違反したとき
- 9) その他奨学生として適当でない理由が生じたとき。

尚、専門学校休学を伴わない海外留学は、奨学金の休止理由にはなりません。

九. 奨学生の義務

奨学生は10月4日（土曜日）に行われる認定式（西宮市）に出席するとともに、本財団からレポート、制作物などの提出を求められた場合（年2回程度）は遅滞なく提出しなければなりません。各行事に出席するための交通費、必要な場合の宿泊費は、本財団より支給します。